

日 薬 発 第 193 号  
令和 4 年 11 月 2 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
(会 長 印 省 略)

令 和 4 年 の 薬 剤 師 の 届 出 及 び 調 査 に つ い て

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省医薬・生活衛生局長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本年は薬剤師法第9条（届出）の規定により義務づけられた薬剤師の届出及びこれに基づく行政記録情報を利用した公的統計調査の実施年に当たります。届出義務のある者は我が国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師（休業中含む）で、令和4年12月31日現在の必要事項を、令和5年1月16日までに届出することとなっております。

なお、令和4年度の届出から、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師については、オンラインによる届出が可能となります。オンラインによる届出が困難な場合や、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を經由して行うこととなります。

詳細におかれましては、別添の「令和4年の薬剤師の届出について(依頼)」及び「三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内」をご覧ください。

会務ご多用のところ誠に恐縮には存じますが、本通知の趣旨をご理解いただき、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

別 添

- 令和4年の薬剤師の届出について（依頼）
- 三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

以上

薬生発1031第2号  
令和4年10月31日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局局長  
(公印省略)

### 令和4年の薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条の規定により義務づけられた薬剤師の届出の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての薬剤師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、令和4年度の届出から、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師については、オンラインによる届出が可能となります。

オンラインによる届出は、厚生労働省が令和4年度に構築する医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、薬局、医療機関等を通じて行うこととなります。薬局、医療機関等に勤務する薬剤師は、薬局、医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル、届出様式等については、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕 ※令和4年11月1日以降閲覧可能予定

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html)

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、薬局、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する薬剤師に対してはこれらの施設を通じ、その他の薬剤師に対しては保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

## 記

- 1 届出義務のある者を含む) 日本国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師（休業中
- 2 届出事項 令和4年12月31日現在の別紙届出票に係る事項
- 3 届出方法・届出先 次のいずれかによる方法
  - ① オンラインによる届出
    - i) 薬局、医療機関等（※）に勤務する薬剤師のみが選択可能  
※ 薬局、医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の薬剤師が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。
    - ii) 薬局、医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。
  - ② 紙媒体による届出
    - i) オンラインによる届出が困難な薬剤師や、薬局、医療機関等に勤務していない薬剤師が選択する方法
    - ii) 薬局、医療機関等、保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う。
- 4 届出の期限 令和5年1月16日（月）

## 三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、都道府県・保健所等からの届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和4年12月31日現在における業務従事状況等を、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の方の三師届については、令和6年度からオンライン届出が可能になる予定です。

### オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



### オンライン届出のメリット

#### ●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

#### ●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。